

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公金の徴収の事務を委託した件 二五〇
- 計量器の定期点検を実施する件を廃止する件 二五〇
- 道路の供用を開始する件 二五〇
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二五〇
- 教育委員会教育長 二五〇
- 公金の収納の事務を委託した件 二五三

告 示

福島県告示第三百二十八号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
 令和二年五月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
 福島県福島市中町一番十九号
- 三 徴収の事務を委託する期間
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県告示第三百二十九号

計量器の定期点検を実施する件（令和二年福島県告示第二百六十六号）（計量法（平

成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行われる検査に係る部分に限る。）は、廃止する。
 令和二年五月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（計量検定所）

福島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年五月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	いわき市田人町旅人字江尻一三八番地先から 同 市田人町旅人字江尻五番一 地先まで いわき市田人町旅人字江尻七番一 地先から 同 市田人町旅人字江尻八番一 地先まで	令和二年五月一日

（道路計画課）

福島県告示第三百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和二年五月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
鳴神	郡山市熱海町玉川字鳴神	土石流	次の図の通り

高森	久保田2	四十久保	柳内	深山2	三番石倉	元唐沢	立板	上野	小磯沢	中ノ沢	鬼沼	外出沢	境	一本木前	大將地	大栗生	小栗生	穴尾
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市船引町堀越字井堀前	市船引町芦沢字久保田	市船引町芦沢字久保田	市船引町堀越字柳内	市船引町堀越字深山	市湖南町中野字三番石倉	市湖南町三代字元唐沢	市湖南町三代字立板	市湖南町三代字上野	市湖南町舟津字小磯	市湖南町舟津字中ノ沢	市湖南町舟津字鬼沼	市湖南町福良字外出	市湖南町福良字境	市湖南町福良字一本木前	市湖南町福良字大將地	市湖南町福良字大栗生	市湖南町福良字小栗生	市湖南町福良字穴尾
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

命久保1	同	市船引町堀越字後田前	土石流
早坂	同	市船引町堀越字早坂	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

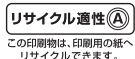
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を令和二年四月一日次のとおり委託した。

令和二年五月一日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 1 (一) 名称 株式会社柴市白河
 (二) 所在地 福島県白河市本町二番地
 2 (一) 名称 菊地 蘭子
 (二) 所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一
- 三 収納の事務を委託する期間
 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

（特別支援教育課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷